明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**八八）　一
○海上運送法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**八七）　三
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二五六三）　八
○生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**二五六四）　一〇
○肥料の登録を失効した件（**同**二五六五）　一二
○生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**経済産業**二六四）　一三
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第八十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表一般機械器具の項中

謄写機（謄写版を除く。） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 金銭登録機

を

謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機

に改め、同表電気機械器具の項中

電子レンジ 電気がまジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 空気清浄機 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器

を

電子レンジ 電気がまジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器

に、

電話機 電話応用装置 電信・画像装置 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	